

# 令和7年度「中堅教諭等資質向上研修（高）」実施要項

岐阜県教育委員会

## 1 ねらい

活力ある学校運営の実践力の向上を図るため、教育公務員特例法第24条に基づき、個々の能力、適性に応じた研修を通して、幅広い知見を習得するとともに、学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教員として、学習指導の力、生徒指導の力及び経営・分掌を推進する力の向上を図る。

## 2 対象

令和7年3月31日までに教職経験が満6～11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員

全国教員研修プラットフォーム（中堅教諭等資質向上研修）の申し込みは、12年目に行うこと。

※以下「12年目」という表記は「教職経験が満11年を経過し、12年目を迎えた」ことを意味する。他の「〇〇年目」についてもこれに準ずる。

※教職経験等の確認については、総合教育センターHPを参照のこと。

<https://www.gifu-net.ed.jp/ggec/keikennensu/>

### (例) 研修イメージ

年目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
研修	初任者研修	基礎形成研修				6年目研修	中堅教諭等資質向上研修				中堅教諭等資質向上研修		
		※2、3年目で3講座以上受講する。 ※4、5年目は、基礎形成選択講座を自主的に選択し受講する。					・自己課題に応じた研修 (4日以上)  ※中堅教諭等資質向上研修の申し込みを行わない。				○校内研修(18日) ○校外研修 ・共通研修(2日) ・地域貢献活動(1日) ※自己課題に応じた研修が4日に満たない場合は不足分を実施する。 ※中堅教諭等資質向上研修の申し込みを行う。		

## 3 研修の内容・日程及び受講期間

年間	日数	内訳		
校外研修	7日	共通研修 2日	1日 総合教育センターを主会場とした研修 〔高特合同・オンライン研修〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の服務と中堅教諭の役割</li> <li>・特別支援教育の現状と方向性</li> <li>・外国人生徒等への教育の推進</li> <li>・人権教育</li> <li>・生徒指導(いじめ対応演習)</li> <li>・高等学校における教育相談</li> </ul>
			1日 総合教育センターを主会場とした研修及び教科別研修 〔高特合同・集合研修〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミドルリーダーとして求められる資質・能力</li> <li>・地域貢献活動の実践交流</li> <li>・教科等の専門性や実践力の向上を図る研修</li> </ul>
		選択研修 5日	1日 地域貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域貢献活動(1日)のみ12年目に受講</li> </ul>
			4日以上 自己課題に応じた研修 〔研修の例：右記〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己課題に応じた総合教育センターの講座</li> <li>・各地区等で実施される研修会や研究発表会等で行われる研究授業及び授業研究会等</li> <li>・研修教員が自ら研修テーマを深める研修</li> </ul>
校内研修	18日	・自己課題に沿って、校長等から指導を受けながら日常の実践に立脚した研修を行い、教科指導や生徒指導等に関する実践的な指導力の向上を図る。		

## 4 研修の実施について

### (1) 教職経験が7～11年目の教員 ※中堅教諭資質向上研修の申し込みを行わない

上記の教員は、自己課題に応じた研修を4日以上、教職経験が11年目を終了するまでに実施する（教職経験が7～11年目の5年間でバランスよく受講することが望ましい）。「自己課題に応じた研修実施報告書（様式3）」の書類を作成する。様式は、総合教育センターHPからダウンロードする。

#### 【研修実施上の留意点】

- ・自己課題に応じた研修について、以下のような場合は、校長が研修者の自己課題に沿う適切な研修であると認めた場合、自己課題に応じた研修とすることができる。
- 各地区等で実施される研修会や研究発表会、地区内小中学校で行われる研究授業及び授業研究会に自主的に参加する場合（原則、全員が参加する各郡市の教科研究会及び各種研究会等は除く）。
- 県、市町村（組合）教育委員会から、研究員・研修員等に委嘱され、校外等で研修を行う場合。
- 休業日等に、自己責任のもとで参加する場合。
- ※職務研修（受けなければならない研修）及び教育課程研究協議会は、選択研修から除く。
- ※岐阜県教育委員会が派遣、承認している研修（独立行政法人教職員支援機構・国立特別支援教育総合研究所・長期内地派遣研修・産業教育実地研修）は、自己課題に応じた研修から除く。
- ※複数の日程に全て参加することで1つの研修が完結する場合は、受講日数が複数日であっても自己課題に応じた研修としては1日と数える。
- ※校長からの助言が無記入の場合は、無効となる。
- ※12年目に報告書（様式2）と一緒に提出する必要があるため、12年目の研修終了までは電子データにて各自で保管する。
- ※紛失及び消去した際は、実施したものは全て無効となる。
- ※7～11年目で「自己課題に応じた研修」に不足があり、12年目以降に「自己課題に応じた研修」を受講する場合は、当該年度初めに、「計画書（様式1）」を用いて、自己課題等を校長に説明し、承認を得る。その際、「3 研修計画」は予定で記入すること。

### (2) 教職経験が12年目の教員 ※中堅教諭等資質向上研修の申し込みを行う

上記の教員は、校外研修3日（共通研修2日・地域貢献活動1日）と校内研修18日を実施する。また、11年目を終了するまでに自己課題に応じた研修を終えていない場合は、必要な日数受講する。使用する様式は、総合教育センターHPからダウンロードする。

## 5 留意事項

### (1) 地域貢献活動（1日）について

#### 【目的】

- ・地域の人とのかかわり、地域に貢献する活動を通して、コミュニケーション能力や協調性等豊かな人間関係を築く資質や能力の向上を図る。
- ・地域に貢献する活動を通して、「地域と連携した開かれた学校づくり」について考えを深める。
- ・自己課題に応じた地域貢献活動を設定することで、課題解決に向けた知見を得る。

#### 【活動例】

##### （ふさわしい活動例）

- ・福祉施設において、高齢者や障がいのある人とかかわる活動

- ・公民館や児童館（児童センター）、幼稚園、保育所、小中学校等において子どもとかかわる活動
- ・地域の外国の人を支援する活動（日本語指導、地域住民との交流活動のサポート等）
- ・地域の伝統文化を継承する活動（地域の文化、伝統芸能、行事への参加・運営等）

※その他…校長が地域貢献活動としてふさわしいと認めたもの

（ふさわしくない活動例）

- ・幼児児童生徒引率や指導を伴う学校が実施する活動、地域の義務的な活動等はこの研修としてはふさわしくない。
- （例：部活動顧問として在籍校の生徒への指導を伴う活動、学校行事として実施している地域との連携事業、自宅のある地域の義務的な清掃、自分の子どもに関する義務的な活動、自分の子どもに関する学校行事等への参加 等）

#### 【実施上の留意点】

- ・ 地域貢献活動は、校長の職務命令による公務として実施する。
- ・ 地域貢献活動の研修先・研修内容は当研修の目的を踏まえた研修先・内容から、校長が決定する。
- ・ 地域は、原則として、所属する学校が所在する地区（岐阜・西濃・美濃・可茂・東濃・飛騨地区）とする。
- ・長期休業中等、学校の教育活動への影響ができるかぎり少ない時期に実施する。なお、研修期間中の勤務時間及び勤務の割り振りについては、派遣先等と協議して、校長が決定する。

#### 【地域貢献活動報告書（様式5）の作成】

- ・活動の様子がわかる写真等を用いてもよいが、個人情報等に十分に配慮すること。
- ・「地域貢献活動報告書（様式5）」は、校外研修のうち、共通研修2日目：地域貢献活動の実践交流で使用する。なお、共通研修2日目では提出、配布は行わない。交流する際の資料として持参すること。

## （2）校内研修

#### 【目的】

自己課題に沿って、校長等から指導を受けながら日常の実践に立脚した研修を行い、教科指導や生徒指導等に関する実践的な指導力の向上を図る。

#### 【研修内容例】

- ①学習指導
  - ・学習指導要領の理解
  - ・教材研究、指導案の作成
  - ・研究授業の実施
  - ・授業実践の記録
  - ・個別の指導計画の作成と活用
  - ・個々に応じた効果的な支援
- ②生徒指導
  - ・生徒の実態把握と個別の教育支援計画の作成と活用
  - ・教育相談
  - ・生徒指導
  - ・キャリア教育
- ③経営・分掌
  - ・HR、学年経営
  - ・保護者連携、諸機関連携
  - ・組織マネジメント
- ④その他
  - ・HR、学年、学校の危機管理にかかわる研修
  - ・教育法規

#### 【実施上の留意点】

- ・校外研修で学んだことを生かし、日常の実践の向上を図る研修を行うことができるように、実施日が1学期（前期）に偏ることのないように設定する。
- ・研修者が、校内研究会において、授業公開をしたり実践提案をしたりした場合や、県、市町村（組

合) 教育委員会から研究員・研修員等に委嘱され、校内で研究会を実施した場合については、校長が研修者の自己課題に沿った適切な研修であると認めた場合、校内研修に含めることができる。

6 研修の計画書・報告書及び評価票の提出について〔教職経験が満11年を経過し、12年目を迎えた教員。〕

**※前年度までの該当者で当研修を未修了の教員も同様に提出する。**

(1) 提出方法について

・提出書類は、1つのPDF形式ファイルにまとめ、期日までに電子メールに添付して担当者まで提出する（アドレスは開催要項にて確認）。

・ファイル名は以下のとおりとする。

「半角数字2桁の学校番号+半角アンダーバー+学校名+半角アンダーバー+中堅+半角アンダーバー+半角数字職員番号+氏名」

例：67\_薮田高校\_中堅\_12345\_薮田南

※学校番号については、「公立学校整理番号表」を参照すること。

(2) 提出期限について

〔研修計画〕

①計画書（様式1）                      ②自己評価票（様式4）

提出期限 令和7年6月20日（金）

〔研修修了報告〕

①報告書（様式2）                      ②自己課題に応じた研修実施報告書（様式3）

③自己評価票（様式4）                  ④地域貢献活動報告書（様式5）

提出期限 令和8年2月13日（金）

〔研修未修了〕

①報告書（様式2）    ※報告書（様式2）の記入例を参照しながら作成すること。

提出期限 令和8年2月13日（金）